

東京都若者応援宣言企業等採用奨励金支給要綱

26 産労雇就第 882 号

平成 27 年 4 月 1 日

一部改正 27 産労雇就第 1195 号

平成 28 年 4 月 18 日

一部改正 28 産労雇就第 1131 号

平成 29 年 4 月 1 日

一部改正 29 産労雇就第 1289 号

平成 30 年 4 月 1 日

(通 則)

第 1 条 東京都若者応援宣言企業等採用奨励金（以下「奨励金」という。）の支給については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 国の制度と連携を図り、若者応援宣言企業又はユースエール認定企業が非正規雇用の若者を採用した際に、都が独自に奨励金を支給することにより、若者の正規雇用化及び職場定着を促進することを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めによる。

- (1) 「若者応援宣言企業」とは、平成 29 年度において国が実施する若者応援宣言事業において若者応援宣言を行い、一定の労務管理体制が整備され、積極的に 35 歳未満の若者を採用・育成し、詳細な企業情報・採用情報を公開しており、国が積極的に広報支援等を行った企業をいう。
- (2) 「ユースエール認定企業」とは、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）（昭和 45 年法律第 98 号）第 12 条の規定に基づき厚生労働大臣が認定した、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業をいう。
- (3) 「若者」とは、採用日時点において 35 歳未満の者をいう。

(4) 「正社員」とは、事業主に直接雇用され、事業主と期間の定めのない労働契約を締結し、就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給、又は昇格等の労働条件が適用されるなど長期雇用を前提とした待遇を受けている労働者をいう。

(5) 「定着達成日」とは、支給対象社員について、採用日以降、継続雇用の期間が6か月を経過した日をいう。

なお、継続雇用の期間には、育児、介護、病気等事業主が認めた事由による休業期間を含むものとする。

(支給対象)

第4条 奨励金の対象事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、以下の各号の全てに該当する事業主とする。

(1) 次項第1号により雇い入れた若者（以下「支給対象社員」という。）について東京労働局管内の公共職業安定所からの紹介を受けた時点において、東京労働局管内の若者応援宣言企業又は都内に事業所を有するユースエール認定企業であること。

(2) 申請日時点において、様式第1号—2誓約書の提出を行うこと。

(3) 第11条に定める実績報告書の提出時点において、ユースエール認定企業の認定の取消し又は認定の辞退がなされていないこと。

また、若者応援宣言企業については平成30年3月末時点で宣言の不受理又は宣言の取消しがなされていないこと。

(4) 都内に活動拠点（本社、営業所等）を有していること。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(6) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

(7) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係諸法令に基づく帳簿類を整備していること。

(8) 都税の未納がないこと。

なお、未納とは、納付義務があるにもかかわらず、法人住民税及び法人事業税（個人事業主の場合は、個人住民税及び個人事業税）の未納付がある場合をいう。

(9) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(10) 労働関連法令について、次のアからカまでを満たしていること。

ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。

イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について

通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間を超える時間外労働をさせていないこと。

エ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月 80 時間以下であること。

オ 採用日から定着達成日までの 6 か月の時間外労働の平均が月 80 時間を超える労働者がいないこと。

カ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。

(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客時業務受託営業及びこれらの類する事業を行っていないこと。

(12) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがないこと。

(13) 採用に当たり、公正で公平な選考を行っていること。

(14) 東京都監理団体指導監督要綱（平成 9 年 3 月 31 日付 8 総総行第 201 号）に規定する東京都監理団体、報告団体又は東京都が設立した法人でないこと。

(15) 実績報告日又は額の確定日の時点で休眠又は倒産していないこと。

2 奨励金は、前項に該当した事業主が、以下の各号を満たした場合に支給する。

(1) 公共職業安定所に提出した次のいずれかの求人で、若者を東京労働局管内の公共職業安定所の紹介により、東京都内の事業所に正社員として新たに雇い入れた事業主であること。ただし、国が実施するトライアル雇用を活用して採用した場合、東京労働局管内の公共職業安定所の紹介を受けた時点において大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高校等の卒業見込であった者を採用した場合又は採用日から遡って過去 6 か月以内に正社員であった者を採用した場合は除く。

ア 既卒者の応募を可とし、卒業後概ね 3 年以上の者も応募対象としている大卒等求人又は高卒求人

イ 雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 1 条の 3 第 1 項第 3 号のニに限定しており、かつ、職務経験を条件としていない一般求人

(2) 支給対象社員が採用日以降、第 3 条第 5 号に定める実績報告書の提出時点ま

で東京都内の事業所で就業していること。

- 3 前2項の規定にかかわらず、知事が適正でない判断した場合は本奨励金の対象外とすることができる。

(支給金額)

第5条 支給する奨励金の金額は、支給対象社員1人につき以下のとおりとし、東京都の予算の範囲内において支給する。ただし、支給対象社員の採用日から定着達成日までに支払われた給与総額が各々の奨励金の支給金額に満たない場合は、支給しないものとする。

- (1) 若者応援宣言企業 15万円
- (2) ユースエール認定企業 30万円

- 2 前項第各号の奨励金は、同一の支給対象社員について併給できないものとする。

(奨励金の支給申請)

第6条 奨励金の支給を受けようとする支給対象事業主(以下「申請事業主」という。)は定着達成日の2か月前から当該日の前日までに、知事に支給の申請をしなければならない。

なお、採用日が平成29年10月1日から平成29年11月30日までの期間に該当する労働者については、平成30年5月29日までに知事に支給の申請をしなければならない。

- 2 前項の申請は、東京都若者応援宣言企業等採用奨励金支給申請書(様式第1号。以下「支給申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。ただし、(6)及び(7)の書類については、ユースエール認定企業のみを対象とする。

- (1) 誓約書(様式第1号-2)
- (2) 同意書(様式第1号-3)
- (3) 東京都による東京労働局への照会に関する同意書(様式第1号-4)
- (4) 事務所一覧(出張所・営業所等を含む。)(様式第1号-5)
- (5) 支給対象社員の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (6) ユースエール認定企業の認定申請時に提出した基準適合事業主認定申請書の写し(都道府県労働局長の受理印のあるもの)
- (7) 都道府県労働局長から交付されたユースエール認定企業の認定通知書の写し
- (8) その他知事が必要とする書類

(東京労働局への照会)

第7条 知事は、前条の規定により提出された東京労働局への照会に関する同意書に

ついて、申請のあった支給対象社員が東京労働局管内の公共職業安定所の紹介により採用された者であることを確認するため、別途東京労働局と締結する協定書に基づき、公共職業安定所による紹介確認書（照会）（様式第2号）にて照会を行い、公共職業安定所による紹介確認書（回答）（様式第3号）により回答を得るものとする。

（支給決定等）

第8条 知事は、第6条の規定により提出された支給申請書の内容を審査の上、適正と認めたときは、奨励金の支給の決定を行う。

2 知事は、支給を決定したときは、東京都若者応援宣言企業等採用奨励金支給決定通知書（様式第4号）により当該申請事業主（以下「支給決定事業主」という。）に通知する。

3 知事は、第1項の規定により審査をした結果、申請書の内容が適正と認めることができない場合は、奨励金の不支給の決定を行い、東京都若者応援宣言企業等採用奨励金不支給決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知する。

（申請の撤回）

第9条 知事は、前条第2項の規定により通知をする場合において、支給決定事業主が支給決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。

2 申請事業主は、前項に規定するほか、支給申請後に申請を撤回しようとするときは、遅滞なく、その旨を記載した東京都若者応援宣言企業等採用奨励金申請撤回届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（所在地の変更等）

第10条 申請事業主が、名称、所在地、代表者等を変更したときは、東京都若者応援宣言企業等採用奨励金〔名称、所在地、代表者等〕変更報告書（様式第7号）により遅滞なく知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 支給決定事業主は、定着達成日の翌日から、定着達成日の属する月の翌月末までに知事に以下の書類を添えて東京都若者応援宣言企業等採用奨励金実績報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

なお、採用日が平成29年10月1日から平成29年11月30日までの期間に該当する労働者については、支給決定日の翌日から、支給決定日の属する月の翌月末までに知事に以下の書類を添えて東京都若者応援宣言企業等採用奨励金実績報告書

(様式第 8 号) を提出しなければならない。

- (1) 支給対象社員の採用日から定着達成日までに支払われた給与の賃金台帳の写し
- (2) 支給対象社員の採用日から定着達成日までの出勤簿、タイムカード等の写し
- (3) その他知事が必要とする書類

(額の確定)

第 12 条 知事は、前条の規定に基づき実績報告を受けた場合には、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該実績が第 8 条に基づく支給決定の内容及びこれに付した条件に該当すると認めるときは支給すべき奨励金の額を確定し、東京都若者応援宣言企業等採用奨励金額の確定通知書(様式第 9 号)により支給決定事業主に通知する。

(奨励金の支払)

第 13 条 知事は、前条の規定により額の確定通知書を支給決定事業主に通知した後、当該支給決定事業主に対して、当該支給決定事業主による請求手続に代えて、支払額調書を発行し、当該支払額調書に基づき奨励金を支払うものとする。

(支給決定の取消し)

第 14 条 知事は、支給決定事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
- (2) 支給決定後、定着達成日までに支給対象社員を雇用しなくなった場合。
- (3) 支給決定事業主の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) その他奨励金の支給の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (5) その他この要綱による支給要件を満たさないことが判明したとき。

2 前項の規定は、支給すべき奨励金の額が確定した後においても、適用するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による取消しをした場合には、東京都若者応援宣言企業等採用奨励金支給決定取消通知書(様式第 10 号)により支給決定事業主に通知する。

(奨励金の返還)

第 15 条 知事は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既

に支給決定事業主に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第 16 条 前条の規定により奨励金の返還を命じられた支給決定事業主は、当該命令に係る奨励金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が奨励金の返還を命じた場合において、支給決定事業主が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、支給決定事業主は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 17 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、支給決定事業主の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 18 条 第 16 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(奨励金の経理等)

第 19 条 支給決定事業主は、本奨励金に係る全ての関係書類を整理し、かつ、これらの書類を支給決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(検査等)

第 20 条 知事は、支給決定事業主に対し、支給対象社員の賃金等に係る経理等の状況について検査を行い、又は報告を求める事ができる。

2 支給決定事業主は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに

応じなければならない。

(各種助成金との併給調整)

第 21 条 奨励金は、その支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち、都が実施するもの（都が他の団体等に出せん・委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

(その他)

第 22 条 奨励金の支給に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 28 年 4 月 18 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱の施行の日前に、改正前の要綱第 6 条による申請を行った事業主に対する若者応援宣言企業等採用奨励金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱の施行の日前に、改正前の要綱第 6 条による申請を行った事業主に対する若者応援宣言企業等採用奨励金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱の施行の日前に、改正前の要綱第 6 条による申請を行った事業主に対する若者応援宣言企業等採用奨励金の支給については、なお従前の例による。

